

第1回滋賀県常備消防広域化検討委員会次第

日時：平成19年7月31日（火）

午前10時から

場所：滋賀県庁本館2階第2委員会室

1 開会

2 滋賀県防災危機管理監挨拶

3 委員紹介

4 委員長選出

5 議題

（1）本県における常備消防の広域化について

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 過去の本県での広域化の取組について | P1～P2 |
| ② 県内の消防本部の状況について | P3～P6 |
| ③ 今回の広域化にかかる法改正について | P7～P11 |
| ④ 推進計画を定める上で考慮すべき項目について | P12 |
| ⑤ その他の広域化に関する事項 | P13～P14 |

（2）その他

6 閉会

議題：本県における常備消防の広域化について

①過去の県での広域化の取組について

滋賀県常備消防広域化基本計画での経緯と取組

1 策定に係る経緯

国において「消防広域化基本計画策定指針」が平成6年9月に示されたことを受け、平成11年2月に本県における「滋賀県常備消防広域化基本計画」を策定した。

2 広域化の範囲

国の指針に示された広域化後の適正規模は、消防本部の職員数や管轄人口も考慮しつつ、

- (1) 管轄人口10万人以上
- (2) 住民への適切なサービスの提供
- (3) 効率的業務運営
- (4) 人事・財政面での規模のメリットを生かす
- (5) その他（広域市町村圏・2次医療圏等既存の関連する行政の枠組みとの整合性、地域の歴史、住民感情からまとまりやすい範囲・規模であること）

などの観点から検討することが適当であると示された。

この指針に基づき検討した結果、11消防本部を2次保健医療圏（県事務所）の圏域の7消防本部に広域化する基本計画を平成11年2月に示した。

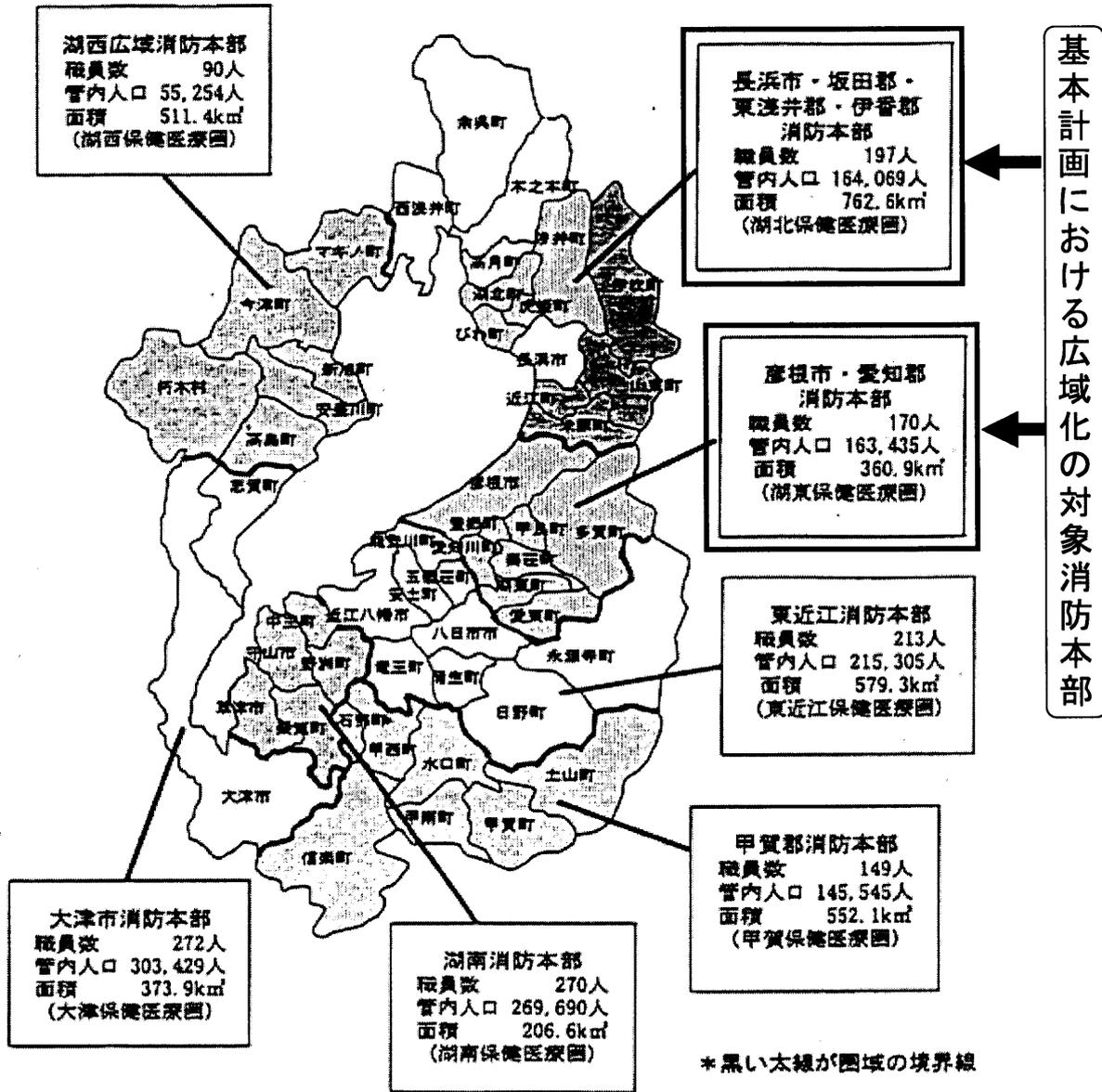
基本計画策定前	広域化対象本部
11消防本部	11消防本部中6消防本部が対象
大津市消防本部、彦根市消防本部、長浜市消防本部、湖南広域行政組合消防本部、東近江行政組合消防本部、甲賀郡行政事務組合消防本部、愛知郡広域行政組合消防本部、坂田消防本部、東浅井郡消防本部、伊香郡消防組合消防本部、湖西地域広域市町村圏事務組合消防本部	彦根市消防本部と愛知郡広域行政組合消防本部 長浜市消防本部と坂田消防本部と東浅井郡消防本部と伊香郡消防組合消防本部

3 広域化された消防本部

基本計画策定を受け、平成12年3月に「湖北地域常備消防広域再編検討委員会」が発足し湖北地域の消防の広域化について検討が始まり、平成18年4月に長浜市消防本部、坂田消防本部（米原市消防本部）、東浅井郡消防本部および伊香郡消防組合消防本部が広域化され、湖北地域消防本部として発足した。

①過去の本県での広域化の取組について

滋賀県常備消防広域化基本計画での広域化の対象消防本部



広域再編後の消防本部

(単位：人・km²)

消 防 本 部	職 員	面 積	管 内 人 口
大 津 市	272	374	303,429
湖 南	270	207	269,690
甲 賀 郡	149	552	145,545
東 近 江	213	579	215,305
彦 根 市・愛 知 郡	170	361	163,435
長 浜 市・坂 田 郡・東 浅 井 郡・伊 香 郡	197	763	164,069
湖 西 広 域	90	511	55,254